

論文の内容の要旨

論文題目 幕末大名家の身分構造

氏名 梁 媛淋

本研究は、大名家の分限帳を分析することを通じて、一九世紀前半の大名家臣団の身分構造を明らかにすることを目的とする。大名家の遺した基本資料の分析によって、二百年の平和を経験した後の武士身分内部の階層構造、および明治維新の初期条件を理解することに貢献しようとする。

武士は近世初期までは戦争に出陣することが多く、戦士としての実態を持っていた。しかし、平和な時代が続くと、出陣当時の軍制上の役割は家臣団内部の階層的地位に転化された。戦争がなくなると大名家臣の主な役割は行政機構の役人として領内の支配にあたることに変わったが、その中で初期の階層構造がどのように変化したかを分析する。他方、一九世紀後半、徳川将軍家や大大名の一部では西洋列強に対抗するために軍制改革が行われ、さらに実戦により隊形や武器の改革が実現された。こうした軍事上の改革が武士の身分構造にどんな影響を与えたかを知るには、まずその直前の状況を確認しておく必要がある。

本研究では、幕末の軍制改革に先立つ一八五三年のペリー来航以前を分析時期とし、国持大名や徳川御三家や溜間大名の家臣を分析対象として議論を進める。これらの大大名のほとんどは、強大な軍事力を持ちながら、長らく国政から排除された。幕末には彼らの政局への進出が目立ち、その家臣から明治維新の著名人が多く輩出した。本論では、徳川将軍家との親疎により、譜代大名や徳川の分家からなる徳川系大名と、旧族大名や織豊取立大名のような非徳川系大名に分け、

それぞれ二つの事例を取り上げ、次の三つの課題を考察する。

第一に、大名家で作られた家臣団の名簿である分限帳の記載に基づいて、所属の組と役職で示された家臣団内部の階層的地位に注目し、大名家臣の世襲的身分と役職任命の実態を明らかにする。

第二に、分限帳の記載に基づいて、家臣団全体の石高分布を明らかにする。従来の研究は知行取り家臣に関心が集中し、蔵米取家臣に関する検討はほとんどなかったが、本研究では蔵米取の給禄を知行に直し、知行取と合せて検討する。石高は大名家共通の基準であったから、大名家の石高分布の形が明らかになると、各大名家の間の比較分析が可能となる。

第三に、所属の組や役職以外で武士身分の判断に用いられた諸基準、すなわち御目見や騎乗の資格などを明らかにし、それらと石高分布との対応関係を明らかにする。本研究では、このような基準ごとに身分構造の実態を明らかにし、その上で、それらの中の整合・不整合を分析して、近世武家の身分構造の全体像に迫ろうとする。

第一章では、旧族大名の萩毛利家（三六万九〇〇〇石）について、一八四七年～一八五一年に作成された「分限帳」・「無給帳」に基づいて、その身分構造を分析する。「分限帳」には分家大名以下平郡之廻子までおよそ十八の階層が記されており、計一四九一人の知行取家臣が記されている。「無給帳」には御手廻組以下蔵元附までおよそ五五の階層が記されており、計四二二八人の蔵米取家臣が記されている。知行取と蔵米取は合計五七一九人であるが、そのうち徒以上の家臣は二四八三人である。家臣団全体の石高分布のおおまかな傾向は、千石以上の家臣が僅少で、給禄が低くなるにつれて人数が漸増するが、約九割の家臣は百石未満であった。毛利家では知行千石以上の家臣が家老を勤めるのが通例であったが、彼らは知行取の中でもわずか三%しかいなかった。一方、知行取の約五割は蔵米取家臣とほぼ同じぐらいの小禄家臣によって占められており、家臣団の下層部に御目見や騎乗の資格と給禄の多寡がかみ合わない状況が観察された。

第二章では、同じく旧族大名である米沢上杉家（一五万石）について、一八四九年に作成された「嘉永二年分限帳」に基づいて分析する。この分限帳には分家大名以下御下男まで計五二〇〇人が記されており、高家衆以下足軽以上の世襲的な身分はおよそ三〇階層に分けられていた。このうち、徒以上の家臣は二〇四八人である。家臣団全体の石高分布の面では、百石以上の家臣が僅少で、約九六%が百石未満であった。分布傾向としては給禄が低くなるにつれて人数が漸増しているが、二百石台が百石台より多いという点で特徴的である。同家は近世初期に徳川將軍家と対立したため一二〇万石から三〇万石に減封されたが、一七世紀半ばには、嗣子断絶のためにさらに封地を半減された。減封に際して、家臣団の召し

放ちを最小限にとどめ、減禄で対処する政策を採ったため、小禄家臣が九割以上を占めるようになり、したがって御目見と給禄間の不整合が多く見られた。しかし、同家は役高制が設けたため、家臣は役職の就任によって経済的状況を一気に改善することができた。

第三章では、譜代大名の彦根井伊家（三〇万石）の事例を取り上げ、一八二八～一八三〇年に作成された「分限帳」「定府分限并子共年付帳」および「伊賀御歩行・七十人御歩行分限帳」に基づいて、身分構造を分析する。これらの分限帳には徒以上の階層が記されており、給禄が記載された者は計九九二人である。世襲的身分としては、知行取家臣以下七十人御歩行までおよそ六階層に分けられている。石高分布の大まかな傾向としては、家老を勤める千石以上の家臣が二%で、ほとんどの家臣が千石未満であるが、約五割は百石未満である。同家は徳川家の臣下として戦功を挙げ、何度も加封を経験したが、近世を通じて軍職と行政職の兼任や家臣の子の登用を行ったため、家臣団の大幅な増員が見られなかった。加えて、同家では知行取を対象に世減制を施行し、蔵米取については組ごとに一定の給禄を支給するなどの政策をとったため、先の両家と比べて小禄家臣が少なかった。しかし、下層部に地位の不整合が観察された点においては他の両家と共通する。

第四章では、徳川御三家の尾張徳川家（六一万九〇〇〇石）について、一八五〇年に作成された「嘉永三庚戌分限帳」に基づいて分析する。この分限帳には徒以上の家臣が記されており、給禄が明記された者は計二六四〇人である。同家は近世初期に数度の加封を経験しており、役職と組の編成では徳川将軍家の番方・役方の組織を髣髴させるが、世襲的な身分として、両家御年寄、万石以上御年寄、大寄合、大御番頭格寄合、寄合、御馬廻組や小普請組などが設けられており、その点では将軍家と異なった。石高分布のおおまかな傾向としては、家老を勤める千石以上の家臣が二%で、千石未満がほとんどであり、低禄ほど人数が漸増している。ただし、同家では将軍家に類似する足高制を施行しており、足高が家臣の石高分布にしかじかの影響をもたらしたため、二百石未満の階層では顕著であった。尾張徳川家は一七世紀半ばから一八世紀末まで世減制を採用し、家臣の子を広く登用していた点において彦根井伊家と同様であった。

最後に、終章では、以上四つの大名家に関する分析結果をふまえ、近世大名家の身分階層を比較考察する。史料の制限により、主に徒以上の階層を対象とする。本章の分析結果は次のとおりである。

まず石高分布については、近世前期に両度の減封を経験した米沢上杉家を除き、萩・彦根・尾張の三家は大まかな分布傾向が似ていたことが指摘できる。現高で集計した場合、三家は千石以上の高禄家臣が徒以上の階層の二%を占めており、

その他の家臣の多くが七百石未満に分布し、一四〇石以下の者が五割以上を占めていた点において共通している。一方、米沢上杉家は十七世紀の二度の減封を経験したため、家臣のほとんどが百石未満であり、石高の面では右の三家と異なつたかたちとなつた。

次に、家臣団の世襲的な身分には大まかに次のような区分があつた。どの大名家でも①家老・番頭クラス、②馬廻以上の階層、③馬廻の下で徒以上の階層、および④徒格未満の軽輩、という四階層にわけられる。御目見の資格、騎乗の資格や給禄の多寡を検討すると、①と②の上層部はどの基準においても優位であつたこと、②の下層部は③④とは、御目見の資格、騎乗の資格や役職の就任において扱いが異なることが多かつたが、給禄の多寡ではそれほど変わらなかい事例が多かつたことが判明した。四家ともに、家臣団の下層部にこうした地位の不整合が観察された。従来、②は高禄の騎馬兵と考えられがちであつたが、一九世紀にはそういった近世初期のイメージと実態が合わなかつたことは、注目に値する。

武士の地位表現にはいろいろな基準があつたが、大名家臣団の下層部には、とる基準によって地位の評価が異なる者が多かつた。研究史では分析に際して武士を上級・中級・下級のように把握することが多かつたが、本研究の成果によれば、家老・番頭クラスの高禄家臣は上級武士に違いないが、中級武士と下級武士については、その差異は給禄の多寡や御目見の資格などでなく、地位の不整合の有無によって判断できると考える。

一九世紀前半まで、地位の不整合は、大名家臣の昇進意欲を抑制し、近世社会の安定性を保つ要素として機能していたと考えられる。しかし、ペリー来航以降、対外的危機に対処するために、軍事や外交の面において人材登用のチャンスが急増したため、武士の能力による昇進意欲が高まつたと思われる。幕末最末期には洋式銃隊が戦争の主役となり、従来の騎馬兵は重要でなくなり、それが上級家臣団の地位を揺るがした。明治以降、武士を士族に再編成した改革が行われ、従来の身分階層が次第に撤廃され、各階層間の経済的格差も解消されていった。武士は版籍奉還・廃藩置県および秩禄処分という一連の改革によって、居場所と仕事、さらに家禄も奪われ、身分の解体を迎えたのであつた。